

## 第 786 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 7 年 11 月 27 日 (木) 13 時 50 分から 14 時 55 分  
場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 8 会議室」

### 議題

#### 1 質問事項

- (1) まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における  
知事管理漁獲可能量について (資料 1)

#### 2 報告事項

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の開催結果について (資料 2)  
(2) 太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結果について (資料 3-1、3-2)

#### 3 その他

- (1) 令和 8 年 2 月の委員会開催日程について  
(2) その他

#### 〔配布資料〕

- ① 海生研ニュース 第 168 号

### 出席者

- ・委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、小山 雄輔、  
長塚 博久、福本 憲治、宮川 均、山田 正行、吉田 一博  
学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司  
中立委員 平島 慶子
- ・事務局 広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事  
・県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、芳山技師

議 事

事) 広瀬代理

定刻前ではございますが、皆様お揃いですのでこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は 15 名中 14 名の委員の御出席をいただきており、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願ひいたします。

議 長

(櫻本会長)

ただいまから、第 786 回の委員会を開会いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が 1 件、報告事項が 2 件と、その他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

青木勝海委員、鵜飼委員、よろしいでしょうか。

了 承

それでは青木勝海委員、鵜飼委員、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

【資料 1 に基づき説明】

ありがとうございました。

まあじ、まいわしについては従来どおりで変更なし、かたくちいわしについては新たに導入されるので、最初の導入段階ということで違うステップになっているということだと思いますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

了 承

委員一同

それではそのように決定します。

続きまして、報告事項（1）「全国海区調整委員会連合会東日本ブロック会議の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

【資料 2 に基づき説明】

ありがとうございました。

事) 広瀬代理

議 長

全漁調連への神奈川県からの要望事項の内容につきましては、本委員会でも御議論いただきて承認いただいたものと変わらないということでございますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

議長

それでそのように決定します。

続いて、報告事項（2）「太平洋広域漁業調整委員会及び同南部会の開催結

果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

【資料3に基づき説明】

ありがとうございました。

非常に広範囲に及ぶ内容ですが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

お願いします。

資料の55ページ、くろまぐろ漁業の承認の件です。

漁業承認を希望している組合員がいるのですが、枠が決まっていて、希望しても簡単に承認を受けられないという状況でして、神奈川県の中で上手く調整ができるのであれば、希望者に承認がいただけないかということです。

こちらは何年かに1度、見直しがあるのですか。この後、また来年に見直しなどの予定はないのでしょうか。

水産課の芳山からお答え申し上げます。

まず承認の期限なのですけれども、基本的に2年間になっております。今回は令和7年4月からの承認ですので、この承認の期限は令和9年3月までになります。今後も現在どおりの承認制が継続する場合ですと、また令和9年4月からの承認の申請が始まります。

令和7年については国全体のくろまぐろの増枠に合わせて、各県の承認の数について新しく希望する人に承認を出すということが一部可能になりまして、本県でも28件の漁業者の方が新たに承認を取得しました。ですので、2年後の承認の際に同じような措置が採られる場合ですと、今まで承認を持っていなかった方で新たに承認を希望される方についても、承認の申請が可能となる可能性がございます。

ただし、これは資源評価等の結果を踏まえてとなりますので、現時点でどうなるかは未定でございます。

小澤委員	その間は希望しても、現実的には難しいということになりますでしょうか。
水) 芳山技師	はい。現時点で持っている承認の数の中で、廃業する方と新しく営みたい方で承認を繰り返していただくという形になります。
小澤委員	2年後に組合員がまた希望するようであれば、ぜひ検討をお願いしたいということで、よろしくお願ひします。
水) 芳山技師	承知いたしました。
議長	今年の4月の承認の際も、事前に新規承認の希望について照会を行っておりますので、もし同じ措置となる場合ですと、また同じような手続きになると思いますので、その時に回答いただければと思います。
鵜飼委員	他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。
水) 片山副技幹	はい、お願ひします。
鵜飼委員	遊漁者によるくろまぐろの採捕についてですけれども、漁業者から、たくさん獲っているのをホームページで出しているといった話を聞きます。神奈川県としてどういう周知徹底、取締をされるのか伺えたらと思います。
鵜飼委員	遊漁者によるくろまぐろの採捕についてですけれども、基本的に遊漁船業の登録の際にポスターを配布する等により、くろまぐろの制度について周知しています。また、広域漁業調整委員会指示の違反については神奈川県の船でも疑義情報が水産庁の方に入っているとのことで、水産庁から県に情報提供があり、合同での調査を今年は既に3回ほど行っています。実際に調査を行った際に違反が認められた事例はありませんが、そのように疑義情報やSNSに上げられている写真などを基に調査を行います。
鵜飼委員	広域漁業調整委員会指示違反ということで、水産庁が主体となって調査をするのですけれども、県では遊適法の業者登録を行っていますので、県も同行し、遊船登録をしている業者であれば立入検査を行うなど、遊適法の中で検査をし、守られていない項目があればその場で指導するような形を探っています。
鵜飼委員	また、プレジャーボートなどの遊漁船登録をしていない船に関しても水産庁に疑義情報が入っているようですので、合同での調査の際にマリーナなどに行き、情報を周知したり、くろまぐろ遊漁を行っている船について情報収集をしています。
鵜飼委員	違反した船を捕まえた事例はないですが、今後もそのように周知活動を続けていくという方針でございます。
鵜飼委員	ありがとうございました。
鵜飼委員	徹底的に周知していただいて、未然に防いでいただいた方が良いかと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長	他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。
事) 竹村主事	私の方から 1 点御質問したいのですけれども、資料 3-2 の、同じく 55 ページ「広調委の承認制について」の①のスライドで「沿岸くろまぐろ漁業の実態把握」とありますけれども、実態として、漁獲できずにかなりの量を放流しておりますね。実態把握の中にそういういた情報を集めるような項目は入っていないのか、その点に対する質問や要望はなかったのでしょうか。
議 長	そのような質問や要望は委員会の場で上がっておりませんでした。
委員一同	可能であればそのような内容を入れた方が良いかと思いますけれども、分か
議 長	りました。
水) 芳山技師	他に御意見等ございませんでしょうか。
議 長	それでは、本件は報告事項ですので了承ということでおろしいでしょうか。
了 承	
水) 芳山技師	それではそのように決定します。
議 長	続きまして、その他ですが、水産課より 1 点説明事項があるとのことですのでよろしくお願ひいたします。
【資料 4 に基づき説明】	
水) 芳山技師	ありがとうございます。
議 長	この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
了 承	1 点お伺いしたいのですけれども、例えば青森県や宮城県はパーセンテージがとても高いですが、こういった県ではどのようにしているのでしょうか。特別採捕許可などはあるのでしょうか。
水) 芳山技師	このような県については割り当てる枠がないので、操業再開に向けた働きかけをしているようですが、今のところ特別採捕などの形による操業再開の目途は立っていないと聞いております。
議 長	ありがとうございます。
了 承	他に御質問等なければ、本件は説明を了承するということにしたいと思いま
議 長	すが、いかがでしょうか。
了 承	それでは、本件は了承とさせていただきます。
委員一同	以上で本日の議題は終了となります、最後に委員の皆様から何かございま
議 長	すでしょうか。
了 承	事務局からもよろしいですね。
議 長	それでは、以上で本日の委員会は閉会といたします。次回は 12 月 22 日月曜日 14 時からの開催となっております。よろしくお願ひいたします。
了 承	ありがとうございました。